

## 町民課からのお知らせ

## 後期高齢者医療障害認定について

65歳以上74歳までの方で、一定の障がいをお持ちの方は、後期高齢者医療制度に加入することができます。

□後期高齢者医療制度に加入することのできる一定の障がいは以下のとおりです。

1. 身体障害者手帳1級から3級をお持ちの方
2. 身体障害者手帳4級をお持ちの方で次のいずれかに該当する方
  - ・ 下肢障害1号(両下肢のすべての指を欠くもの)
  - ・ 下肢障害3号(一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの)
  - ・ 下肢障害4号(一下肢の機能の著しい障害)
  - ・ 音声機能又は言語機能の著しい障害
3. 精神障害者保健福祉手帳1級・2級をお持ちの方
4. 療育手帳A1・A2をお持ちの方
5. 障害年金1級・2級の年金証書をお持ちの方



□後期高齢者医療制度に加入するには、申請により広域連合の認定を受ける必要があります。

□後期高齢者医療制度では、窓口負担は1割(所得の多い方は3割)となります。

□後期高齢者医療制度では、すべての被保険者の方から保険料をお支払いいただきます。

□お問い合わせ 役場1階 町民課 医療年金係 ☎43-2111(内線2115)

## 総務課からのお知らせ

## 平成27年 国勢調査の調査員を募集します

平成27年は5年に一度の国勢調査の年です。国勢調査はわが国に住んでいるすべての人を対象にした統計調査で、人口や世帯の実態を明らかにすることを目的に、10月1日を基準日として実施します。

この調査に調査員としてご協力いただける方を下記の条件で募集します。

国勢調査は、国の最も重要かつ大規模な統計調査であり、多くの方の協力が必要です。奮ってご応募いただきますよう、よろしく願いいたします。

□応募資格 町内在住20歳以上で、警察・選挙・税務に直接関係のない人

□仕事の内容 説明会への出席、調査票の配布・回収

□仕事の時期 9月～10月にかけて

□報酬 約3万～ ※受持ち件数により変動

□応募方法 5月29日(金)までに、総務課政策調整係までご連絡ください。

□採用通知 後日通知

□お問い合わせ 役場2階 総務課 政策調整係 ☎43-2111(内線2219)

